

# 令和8年度検便検査業務委託 仕様書

## 1 検査項目

- (1)腸内細菌（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌血清型O157）  
(2)ノロウイルス（遺伝子型によらず、概ね便1g当たり $10^5$ オーダーのノロウイルスを検出できる検査法による）

## 2 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 3 実施時期

### (1)腸内細菌検査

原則、令和8年4月1日～令和9年3月31日までの毎月2回 計24回

ア 月前半（1回目） 毎月1日～15日の間

イ 月後半（2回目） 毎月16日～月末の間

### (2)ノロウイルス検査

原則、令和8年10月1日～令和9年3月31日までの各月1回 計6回

※ただし、(1)、(2)について、受注者は、検査陽性者や急な増員等発注者の都合により追加の検査が必要になった場合は、隨時必要な検査を行う。

## 4 1回あたりの検査対象者数（想定）

※ 予備人数含む。

小学校	414人
中学校	31人
対象者 計	442人

## 5 容器等配布方法

受注者は、以下に定めるとおり、迅速かつ確実に容器等を配布する。

### (1)送付するもの

①腸内細菌検査用採便管（検便容器）及び採便管を入れる個人用袋（以下「提出用個人袋」とする。）

・4～5月分の採便管と提出用個人袋は、無記名のもの。

・6～3月分の採便管は、4月分の採便管の氏名欄に記名し提出された検体から名簿を作成し、氏名を印字したもの。検査に必要な物品（提出用名簿及び提出用個人袋等）にも氏名を印字する。

②ノロウイルス検査用採便管（検便容器）及び提出用個人用袋

・第3回目に送付する。採便管及び提出用名簿及び提出用個人袋等は、氏名を印字する。

③採便方法や送付方法等が記載された説明書

④提出時に同封する学校ごとの名簿

⑤提出用封筒等

### (2)納品の時期

	対象月	納入期限
第1回目	4・5月分	4月1日（水）
第2回目	6・7・8・9月分	5月1週目
第3回目	10・11・12・1・2・3月分	9月1週目

(3) 納品の場所等

①納品場所

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

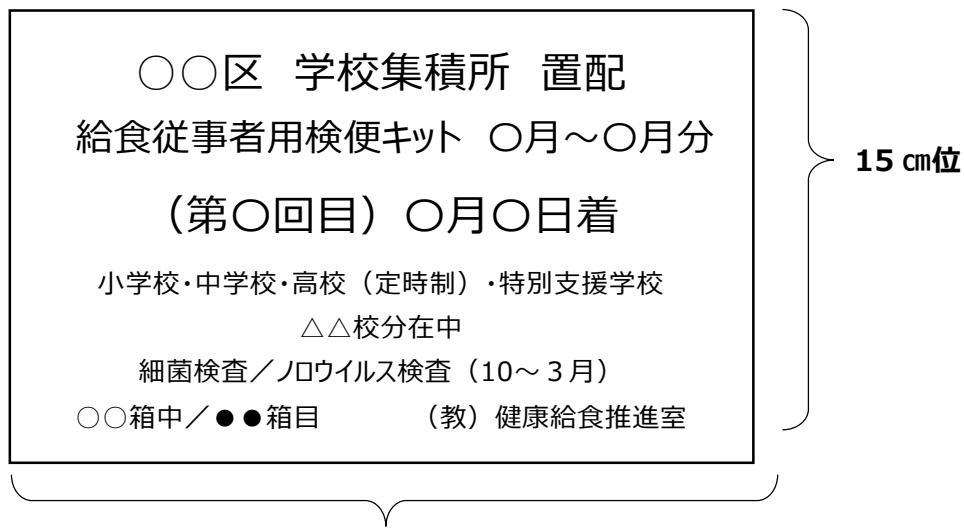
②梱包区分

学校区及び施設	同梱包の学校	計
①川崎区	殿町小・四谷小・東門前小・大師小・川中島小・藤崎小・さくら小・大島小・渡田小・東小田小・小田小・浅田小・東大島小・向小・田島小・新町小・旭町小・宮前小・川崎小・京町小・田島支援学校本校・田島支援学校桜校	22 校
②幸区	幸町小・南河原小・御幸小・西御幸小・戸手小・吉川小・東小倉小・下平間小・古市場小・日吉小・小倉小・南加瀬小・夢見ヶ崎小・新小倉小	14 校
③中原区	下河原小・平間小・玉川小・下沼部小・苅宿小・木月小・東住吉小・住吉小・井田小・今井小・上丸子小・西丸子小・中原小・宮内小・大戸小・下小田中小・新城小・大谷戸小・小杉小・聾学校	20 校
④高津区	子母口小・橘小・末長小・新作小・東高津小・坂戸小・久本小・下作延小・高津小・梶ヶ谷小・西梶ヶ谷小・久末小・上作延小・南原小・久地小・中央支援学校・東橋中	17 校
⑤宮前区	野川小・西野川小・南野川小・宮崎小・鷺沼小・有馬小・西有馬小・富士見台小・宮前平小・宮崎台小・向丘小・平小・白幡台小・菅生小・稗原小・犬藏小・土橋小・犬藏中	18 校
⑥多摩区	稻田小・長尾小・宿河原小・登戸小・中野島小・下布田小・東菅小・南菅小・西菅小・菅小・東生田小・三田小・生田小・南生田小・中野島中	15 校
⑦麻生区	長沢小・西生田小・千代ヶ丘小・金程小・百合丘小・南百合丘小・麻生小・東柿生小・王禅寺中央小・真福寺小・虹ヶ丘小・柿生小・岡上小・片平小・栗木台小・はるひ野小・はるひ野中	17 校
⑧健康給食推進室	学校給食センター（3施設）及び教育委員会事務局健康給食推進室（小学校担当及び中学校担当）	4 施設

③梱包方法

容器等は、各学校・施設ごとに封筒に入れ、学校・施設名・検便キットの名称・数量を表記したうえで、5(3)の学校区及び施設ごとに段ボール梱包する。段ボール箱には、上面と両側面の3箇所に以下の張り紙を貼付する。

【張り紙】上面と両側面のわかりやすい位置（3か所）に大きく表示



(4) 納品にかかる費用

受注者負担とする。また学校及び施設から検査機関に提出する提出用封筒等の梱包材は、後納郵便等による受注者払いが可能な封筒等とし、郵送以外の手段で送付する必要がある場合も、受注者が費用を支払うことのできる手段とする。

(5) 追加の排便管

- 受注者は、発注者から依頼があった場合には、追加の採便管を発注者の指定する場所に届ける。
- 氏名の印字については、その都度指示する。

6 検体回収方法

検体は各学校等から受注者へ郵送等で送付するため、常温での送付とし、検査に影響の生じることのない検査方法であること。また、検体の回収に係る費用は受注者の負担とする。

7 検査日数

受注者は、検体到着日から4日以内（検体到着日を除く）に検査結果を判明させること。

8 検査報告

受注者は毎月の業務を完了したときに、直ちに委託業務完了報告書（様式1）及び検査報告書を発注者に送付し、検査結果の報告を行う。

(1) 委託業務完了報告書（様式1）は書面にて提出することとし、小学校担当分及び中学校担当分に分けて各1部ずつ作成する。なお、区分については、別紙1を参照すること。また、検査報告に用いる様式については変更する場合があり、様式に変更がある場合は、提出期日の2週間前までに本市より通知する。

(2) 検査報告書は8(1)の区分内の学校ごとに作成し書面又はデータにて提出すること。なお、報告書の様式は問わないが、報告日、学校名、検査項目、検査対象者氏名、検査受付日、検査結果、検査責任者氏名及び受注者名の項目は、必ず設けるものとする。

(3) 検査で陽性が検出された場合、報告書の送付とは別に検体到着日から4日以内（検

査到着日を除く）に電話にて発注者に報告すること。

(4) 検査結果の報告に係る費用は、受注者が負担すること。

9 契約方法

単価契約とする。

10 支払方法

発注者は業務完了について検査をし、月ごとに実績払いを行う。（月1回）

11 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(2) 受注者は、発注者が必要と認めた際には、検査精度管理体制等について書面による報告を行う。

(3) 発注者は、必要に応じ、受注者の検査所その他施設に立ち入り検査を実施する。

(4) 受注者は、各学校等が検体提出日に遅れた場合でも、対応できるような処置をすること。

(5) 各学校等から届いた検体に無記名提出等の不具合がある場合は、受注者は検査報告書の作成前に電話にて発注者に報告すること。

(6) 1 (2)については、発注者から追加検査等の連絡が無く、同一月に2回目の検体提出者がいた場合は、受注者は検査前に電話にて発注者に報告すること。